

三重県スキー連盟賛助会員規程

2022(令和4年)4月26日 規程制定

(目 的)

第1条 この規程は、三重県スキー連盟（以下、「本連盟」という）規約第4条に基づく、賛助会員に関する必要な事項を定める。

(区 分)

第2条 本連盟の目的に賛同しその事業を支援または協力しようとする個人または法人を賛助会員とする。

(手 続)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の加入手続きにより、本連盟に申し込むものとする。

(賛助会費)

第4条 賛助会費は、次に定める会費とし、毎年納入するものとする。

- (1) 個人会員 年間一口 10,000円とし、一口以上
- (2) 法人会員 年間一口 30,000円とし、一口以上
- (3) 特別賛助会員 年間一口100,000円とし、一口以上
- (4) 退会による会費の返還は行わない。

(助 成)

第5条 賛助会費は、競技者の育成・強化等に使用する。

(特 典)

第6条 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会が発行する発行物の提供
- (2) 本会が会員に案内をする行事等への参加
- (3) その他

(会計年度)

第7条 賛助会員の会計期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(附 則)

この規程の改廃は理事会の議決による。